

7 金融・証券・保険関係

(1) 金融

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
金融機関に係る許認可等の事務手続	金融機関に係る許認可等の事務手続の簡素化・迅速化・明確化等に向けて、個々の事由に応じて具体的な措置を検討し、結論を得たものから逐次実施する。	一部措置 済 10年6月10日 (金融監督庁関係) 10年6月17日 (農林水産省関係) 10年6月8日 (労働省関係)	11年度以降 〔検討 逐次実施〕			(金融庁・厚生労働省・農林水産省) 許認可等の事務手続の簡素化・迅速化・明確化等に向けて、結論を得たものから逐次法令、事務ガイドラインの改正により所要の措置を実施した。	
42 商品投資に係る事業規制	? 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の3分の1超で、かつ、同法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の2分の1以内の場合における金融商品の組み入れ及び貸付債権を投資の対象とすることについて、ディスクロージャーの在り方等をあわせ、検討し、結論を得る。		11年度 (検討)	12年度 (結論)		(金融庁・農林水産省・経済産業省) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の3分の1超で、かつ同法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の2分の1以内の場合における金融商品の組み入れ可能とするとともに、顧客へのディスクロージャーを拡充するための関連規定を整備することについて、総合規制改革会議の指摘を踏まえて行う投資者保護法制のあり方についての検討の動向を踏まえつつ、結論を得る。	

(2) 証券

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
24 有価証券報告書等の電子化	有価証券報告書等のディスクロージャー制度の電子化を行うこととし、具体化に向けた検討を行い、結論を得る。		11年度 (結論)		(金融庁) 平成12年5月に証券取引法が改正され、有価証券報告書等の開示制度等の電子化が平成13年6月より順次実施された。 ・有価証券報告書、半期報告書等の電子化 (平成13年6月1日施行) ・有価証券届出書、有価証券通知書等の電子化 (平成14年6月1日施行) ・大量保有報告書等の電子化 (平成15年6月1日施行)	